

札幌市白石区第1介護予防支援事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人湊仁会が開設する札幌市白石区第1介護予防支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師・社会福祉士・介護支援専門員その他の従事者(以下「担当職員」という。)が要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の保健師等は、要支援状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類、又は指定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 札幌市白石区第1地域包括支援センター
- (2) 所在地 札幌市白石区本通4丁目北6番1号 五光ビル3階

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所の従業員の管理、指定介護予防支援の利用者の申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 保健師 2名、社会福祉士 3名(常勤)
介護支援専門員 7名(常勤5名のうち1名が管理者と兼務、非常勤1名)
担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名(常勤)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時半までとする。

(介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 相談体制

相談室を整備し、相談専用電話回線を設け、利用者からの相談に適切に対応する。相談の際、介護保険給付のための要介護認定の代理申請を求められた場合は、迅速に対応できるよう体制を整備する。

(2) アセスメントの実施

認定調査結果及び主治医意見書を入手し、「利用者基本情報」「基本チェックリスト」「介護予防サービス・支援計画書」等について利用者・家族に訪問してアセスメントを行う。

(3) 介護サービス計画の作成及び交付

適切な課題分析をもとに、利用者の心身の状況、居住する環境、サービスの利用意向等を踏まえ、介護予防サービス計画原案を作成する。当該計画原案に位置付けした指定介護予防サービス等については、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について、利用者又はその家族に十分な説明を行い書面にて同意を得た上で、利用者に交付する。

(4) サービス担当者会議の開催

介護予防サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けした指定介護予防サービス等の担当者及び利用者又はその家族を招集して行うサービス担当者会議を、事業所内会議室において開催する。利用者又はその家族の参加に配慮し、開催場所や時間等については、柔軟に対処する。また、利用者の状況や希望の変化、サービス担当者からの問題提起等があり、保健師等が必要と判断した場合は、随時、サービス担当者会議を設けることとする。

(5) 居宅訪問

介護予防サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱え

ている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、介護予防サービス計画の実施状況等を把握しサービス計画の変更など、利用者等が自立に向けたサービスが適切に提供されるよう、居宅訪問等の方法による支援を行う。

(6) 給付管理業務

保健師等は、利用者の介護保険給付に関する管理業務として、利用者、関係機関との連絡調整を行い、毎月、当該利用者の給付管理票を北海道国民保険団体連合会へ提出する。また、返戻等について対応を行う。

(7) その他

その他、利用者の自立した日常生活を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(費用等)

第7条 当事業所の行う指定介護予防支援事業に係る経費については、利用者の費用負担は求めない。

2 利用者の保険料の滞納により保険給付が直接事業に支払われない場合は、前項の規定にかかわらず、1ヶ月につき介護保険の政省令に定められた指定介護予防支援給付費の金額を利用者から受領し、当事業所は利用者に対しサービス提供証明書を発行することとする。

3 サービス実施記録の複写物の求めがあった時は、10円/枚の費用とする。

(通常の事業の実施状況)

第8条 通常の事業の実施地域は、札幌市白石区内の白石・北東白石地区とする。

(個人情報保護)

第9条 事業所は、個人情報の取り扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法律等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内視を遵守する事により、利用者及びその家族に関する情報を適正に保護する。

2 事業所はサービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する個人情報について、利用者又は、第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後においてもその秘密を保持する。

3 あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとする。

4 事業所は、事業上知り得た利用者及びその家族に秘密を保持させるため、在職

中は元より、職員の退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とし担保する。

5 個人情報に関する苦情の申し立てや相談があった場合は第 10 条の規定を一部準用し迅速かつ適切な処理に努める。

(苦情対応)

第 10 条 事業所は苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。その際、苦情対応簿を備え苦情内容とその対応内容を記録する。また、あらゆる機会を通じて再発防止に努める

(虐待の防止等)

第 11 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(事故対応及び損害賠償)

第 12 条 事業所は介護予防支援サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡し、必要な措置を講ずる。その際、事故対応簿を備え事故内容とその対応内容を記録する。また、あらゆる機会を通じて再発防止に努める。

2 事業所は介護予防支援サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 事業所は、保健師等の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 事業所は保健師等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うものとし、定期健康診断を実施する。

3 事業所は指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合に

は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人溪仁会と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 25 年 2 月 1 日から試行する。
- この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 28 年 3 月 7 日から施行する。
- この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 1 年 5 月 16 日から施行する。
- この規定は、令和 1 年 11 月 20 日から施行する。
- この規定は、令和 2 年 3 月 16 日から施行する。
- この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和 3 年 6 月 12 日から施行する。

この規定は、令和3年7月1日から施行する。

この規定は、令和5年3月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月17日から施行する。

この規定は、令和5年12月4日から施行する。

この規定は、令和6年1月4日から施行する。

この規定は、令和6年2月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。